

資料 2-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	昭和 44 年 2 月 (昭和 48 年 5 月改定)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	昭和 45 年 2 月	非分散型赤外分光計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和 47 年 1 月	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和 48 年 5 月 (昭和 53 年 7 月改定)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1 時間値が、0.06ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	平成 21 年 9 月	フィルター捕集-質量法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定法
備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に残される粒子をいう。			

資料 2-2 有害大気汚染物質の大気汚染に係る環境基準

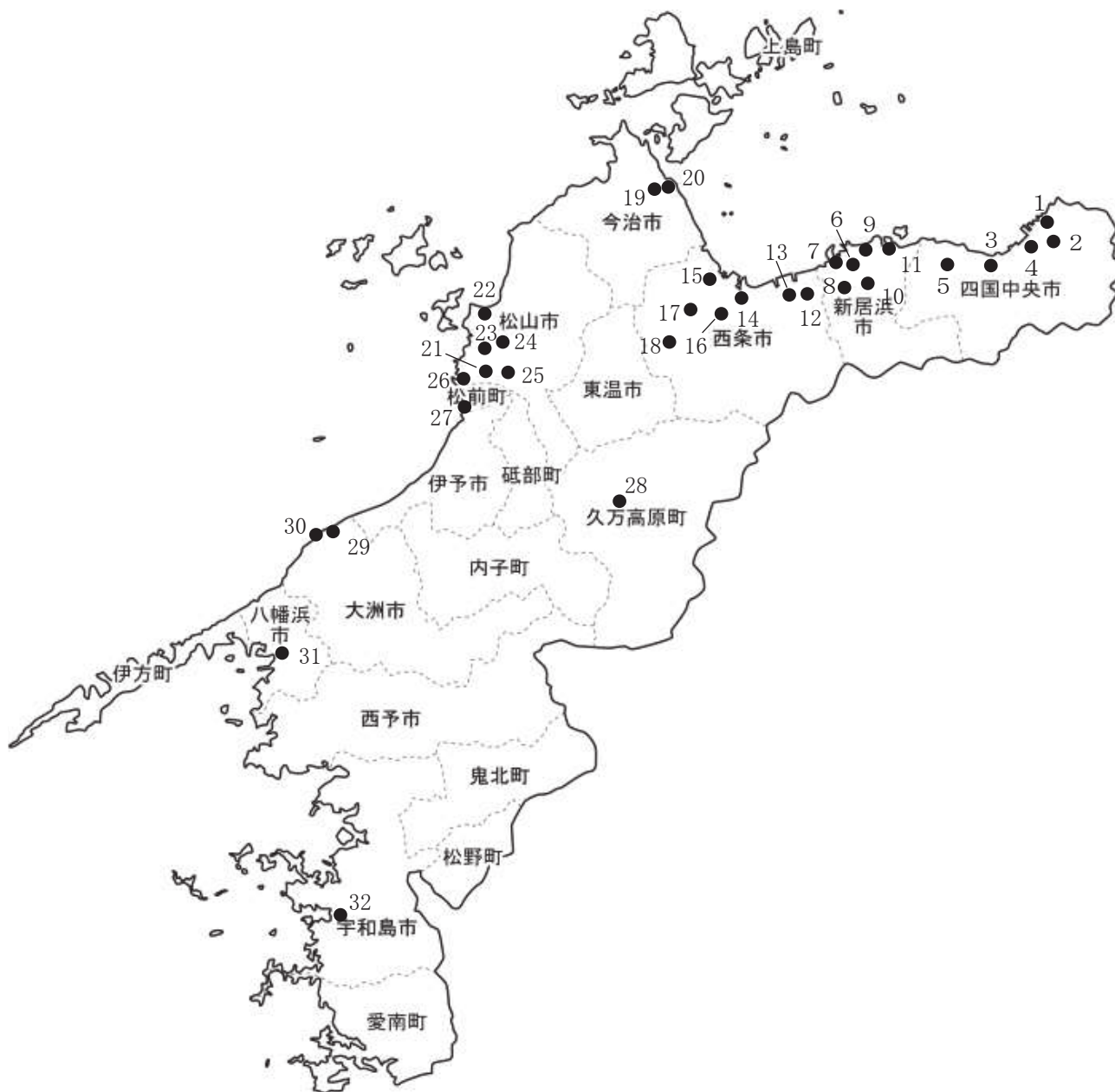
物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	平成 9 年 2 月	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	平成 9 年 2 月 (平成 30 年 11 月改正)	同上
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	平成 9 年 2 月	同上
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	平成 13 年 4 月	同上
備考 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。			

資料 2-3 環境基準による大気汚染の評価方法

物質	環境基準による評価方法	
	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1 時間値の日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1 時間値の日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2% 除外値が 10ppm 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1 時間値の日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が 0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
備考 1 短期的評価は、測定を行った日又は時間について評価する。 2 長期的評価は、年間にわたる測定結果を長期的に観察して評価する。 なお、年間の測定時間が 6,000 時間以上の場合を対象とする。 3 日平均値の評価は、20 時間以上測定の日（有効測定日）を対象とする。 4 日平均値の 2% 除外値とは、年間に得られた日平均値の高い方から 2% の範囲にあるものを除外した残りの日平均値の最高値をいう。（365 日分の日平均値の場合は、365 日の 2% に当たる 7 日分（小数点以下四捨五入）を除外後の最高値であり、365 日分の日平均値の高い方から 8 番目の値となる。）		

物質	環境基準による評価方法
光化学オキシダント	昼間（5 時～20 時）の時間帯において、1 時間値が 0.06ppm 以下であれば環境基準達成である。
二酸化窒素	日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下であれば環境基準達成である。
微小粒子状物質	年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値の年間 98% 値が 35 μg/m ³ 以下であれば環境基準達成である。
備考 二酸化窒素及び微小粒子状物質については、年間の測定時間が 6,000 時間以上の場合に評価を行い、日平均値の年間 98% 値とは、年間に得られた日平均値（20 時間以上測定の日を対象とする。）の低い方から 98% に相当する日平均値をいう。（365 日分の日平均値の場合は、365 日の 98% に当たる 358 日分（小数点以下四捨五入）の日平均値の最高値であり、356 日分の日平均値の低い方から 358 番目の値となる。） また、微小粒子状物質に係る年平均値とは、年間に得られた日平均値（20 時間以上測定の日を対象とする。）の総和を測定日数で除した値をいう。	

資料2-4 大気汚染常時監視測定局配置図



地域	市町	測定局
東予地域	四国中央市	1 吉祥院 2 川の江 3 寒川 4 伊予三島 5 土居
	新居浜市	6 金子 7 新居浜工校 8 中村 9 高津 10 泉川 11 多喜浜
	西条市	12 飯岡 13 西条 14 禎瑞 15 東予 16 石根 17 丹原 18 来見
	今治市	19 今治 20 今治旭
	松山市	21 富久町 22 和気 23 味生 24 本町消防 25 朝生田 26 垣生小学校
中予地域	松前町	27 松前
	久万高原町	28 久万高原
南予地域	大洲市	29 大屋 30 港務所
	八幡浜市	31 八幡浜
	宇和島市	32 宇和島

資料 2-5 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

市町	番号	測定局名	項目数	二酸化硫黄	揮発性有機物類	風向	風速	温度	湿度	日射量	気圧	一酸化窒素	二酸化窒素	オキシダント	総炭化水素	メタン	非メタン炭化水素	一酸化炭素	PM2.5	テレビ接続
四国中央市	1	吉祥院	4	○	○	○	○													○
	2	川之江	11	△	△	○	○					○	○	○	○	○	○		○	○
	3	寒川	4	△	△	△	△													○
	4	伊予三島	8	○	○	○	○					○	○	○					○	○
	5	土居	4	○	○	○	○													○
新居浜市	6	金子	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	7	新居浜工高	4	○	○	○	○													○
	8	中村	9	○	○	○	○					○	○	○				○	○	○
	9	高津	10	△	△	△	△					△	△	△	△	△	△			○
	10	泉川	8			△	△					△	△	△	△	△	△			○
	11	多喜浜	4	△	△	△	△													○
西条市	12	飯岡	4	○	○	○	○													○
	13	西条	11	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○		○	○
	14	楯端	4	△	△	△	△													○
	15	東予	8	○	○	○	○					○	○	○					○	○
	16	石根	4	○	○	○	○													○
	17	丹原	4	○	○	○	○													○
今治市	18	来見	4	△	△	△	△													○
	19	今治旭	1																○	○
20	今治	1	△																	○
松山市	21	富久町	11	△	△	△	△					△	△	△	△	△	△		△	△
	22	和気	7	△	△	△	△					△	△						△	△
	23	味生	7	△	△	△	△					△	△						△	△
	24	本町消防	1																△	△
	25	垣生小学校	12	△	△	△	△					△	△	△	△	△	△		△	△
	26	朝生田	12	△	△	△	△					△	△	△	△	△	△		△	△
松前町	27	松前	3				○												○	○
久万高原町	28	久万高原	1																○	○
大洲市	29	大屋	5	○	○	○	○												○	○
	30	港務所	4	△	△	△	△													○
八幡浜市	31	八幡浜	1																○	○
宇和島市	32	宇和島	1																○	○
合計				187	25	24	26	1	1	1	1	13	13	11	8	8	8	4	17	30

※○：県設置、△：市設置
 ※今治旭、久万高原、八幡浜、宇和島局は、平成26年2月1日から運用開始

資料 2-6 二酸化硫黄測定結果（令和元年度）

市町名	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
							(時間)	(%)	(日)	(%)				
四国中央市	吉祥院	86	商	364	8730	0.006	0	0.0	0	0.0	0.020	0.013	○	0
	川之江	86	未	363	8686	0.001	0	0.0	0	0.0	0.019	0.004	○	0
	寒川	86	未	360	8673	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.004	○	0
	伊予三島	86	住	304	7250	0.002	0	0.0	0	0.0	0.048	0.004	○	0
	土居	100	未	361	8660	0.001	0	0.0	0	0.0	0.017	0.003	○	0
新居浜市	金子	85	住	364	8705	0.005	0	0.0	0	0.0	0.034	0.012	○	0
	新居浜工高	85	住	361	8711	0.005	0	0.0	0	0.0	0.035	0.012	○	0
	中村	85	未	364	8670	0.002	0	0.0	0	0.0	0.053	0.006	○	0
	高津	85	未	363	8656	0.002	0	0.0	0	0.0	0.023	0.005	○	0
	多喜浜	85	住	364	8727	0.004	0	0.0	0	0.0	0.022	0.008	○	0
西条市	飯岡	85	未	363	8676	0.001	0	0.0	0	0.0	0.032	0.006	○	0
	西条	85	住	364	8661	0.002	0	0.0	0	0.0	0.025	0.005	○	0
	楯端	85	他	364	8727	0.004	0	0.0	0	0.0	0.020	0.008	○	0
	東予	87	住	362	8720	0.004	0	0.0	0	0.0	0.022	0.008	○	0
	石根	87	未	364	8675	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.003	○	0
	丹原	100	未	362	8717	0.003	0	0.0	0	0.0	0.019	0.007	○	0
今治市	来見	100	未	364	8726	0.004	0	0.0	0	0.0	0.025	0.009	○	0
	今治	84-2	住	362	8707	0.004	0	0.0	0	0.0	0.045	0.009	○	0
松山市	富久町	84	未	360	8631	0.002	0	0.0	0	0.0	0.047	0.007	○	0
	和気	84	未	363	8669	0.002	0	0.0	0	0.0	0.021	0.006	○	0
	味生	84	住	362	8694	0.004	0	0.0	0	0.0	0.073	0.013	○	0
	朝生田	84	商	359	8625	0.002	0	0.0	0	0.0	0.029	0.005	○	0
	垣生小学校	84	準工	360	8667	0.003	0	0.0	0	0.0	0.087	0.008	○	0
大洲市	大屋	100	未	360	8659	0.003	0	0.0	0	0.0	0.026	0.006	○	0
	港務所	100	未	335	8120	0.004	0	0.0	0	0.0	0.049	0.016	○	0

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

資料 2-10 光化学オキシダント測定結果（令和元年度）

市町名	測定局	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数とその時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
四国中央市	川之江	未	362	5358	0.030	61	232	1	1	0.121	0.046
	伊予三島	住	306	4541	0.032	68	326	0	0	0.119	0.048
新居浜市	金子	住	363	5389	0.033	85	406	1	1	0.120	0.048
	中村	未	366	5417	0.031	64	308	0	0	0.116	0.047
	高津	未	364	5395	0.037	122	597	2	9	0.131	0.053
	泉川	住	351	5207	0.034	97	454	1	2	0.121	0.050
西条市	西条	住	365	5410	0.032	62	288	0	0	0.115	0.047
	東予	住	365	5402	0.035	94	494	1	1	0.121	0.051
松山市	富久町	未	366	5385	0.033	66	335	1	3	0.129	0.047
	朝生田	商	366	5365	0.030	62	304	1	4	0.124	0.044
	垣生小学校	準工	366	5373	0.030	50	249	0	0	0.118	0.043

資料 2-11 微小粒子状物質（PM2.5）測定結果（令和元年度）

市町名	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
			(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)
四国中央市	川之江	未	363	11.2	28.8	2	0.6
	伊予三島	住	303	13.1	30.3	4	1.3
新居浜市	金子	住	363	11.9	28.8	0	0.0
	中村	未	361	12.7	31.0	1	0.3
西条市	西条	住	360	13.9	31.1	1	0.3
	東予	住	361	13.1	30.1	2	0.6
今治市	今治旭	商	362	14.1	32.7	1	0.3
松山市	富久町	未	361	15.0	32.4	0	0.0
	和気	未	364	13.0	30.1	0	0.0
	味生	住	357	11.8	27.1	0	0.0
	朝生田	商	356	12.7	27.6	0	0.0
	垣生小学校	準工	360	11.8	26.0	0	0.0
松前町	松前	未	361	10.0	23.8	0	0.0
久万高原町	久万高原	他	361	7.1	20.8	0	0.0
大洲市	大屋	未	363	12.2	29.8	1	0.3
八幡浜市	八幡浜	商	362	9.7	24.0	0	0.0
宇和島市	宇和島	住	361	8.8	22.7	0	0.0

※今治旭、久万高原、八幡浜、宇和島局は、平成26年2月1日から運用開始

資料 2-12 非メタン炭化水素測定結果（令和元年度）

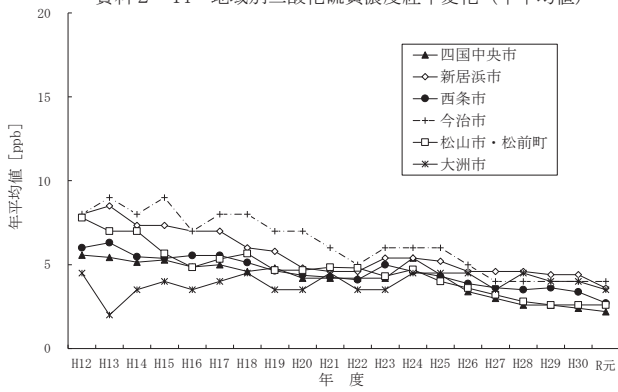
市町名	測定局	用途地域	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
							最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)
四国中央市	川之江	未	8567	0.06	0.05	353	0.24	0.00	1	0.3	0	0.0
新居浜市	金子	住	8590	0.07	0.09	356	0.33	0.01	9	2.5	1	0.3
	高津	未	8644	0.08	0.09	361	0.64	0.03	5	1.4	2	0.6
西条市	西条	住	4299	0.11	0.09	175	0.36	0.04	2	1.1	1	0.6
松山市	富久町	未	8624	0.07	0.09	363	0.25	0.01	2	0.6	0	0.0
	朝生田	商	8484	0.10	0.13	357	0.31	0.03	18	5.0	0	0.0
	垣生小学校	準工	8336	0.08	0.09	351	0.27	0.02	4	1.1	0	0.0

表 2-13 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析結果 (令和元年度)

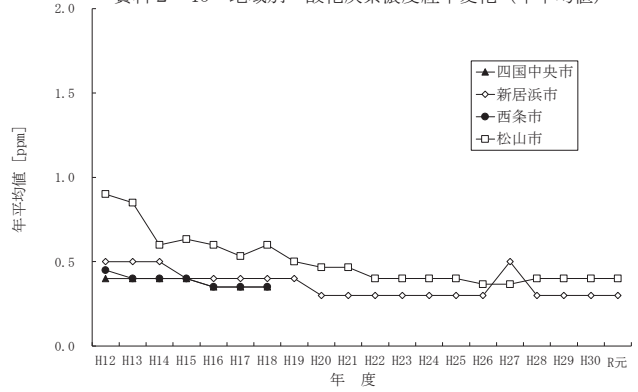
地 点		新居浜市					宇和島市				
季 節		春	夏	秋	冬	年平均	春	夏	秋	冬	年平均
質量濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		10.9	15.1	10.1	12.2	12.1	11.1	7.7	8.4	9.4	9.2
イオン成分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	Cl ⁻	0.041	0.017	0.039	0.17	0.067	0.028	0.0083	0.014	0.037	0.022
	NO ₃ ⁻	0.71	0.29	0.57	2.3	0.96	0.091	0.024	0.084	0.62	0.20
	SO ₄ ²⁻	4.5	5.9	3.0	3.5	4.2	3.1	3.3	2.5	2.7	2.9
	Na ⁺	0.14	0.084	0.087	0.10	0.10	0.12	0.071	0.049	0.054	0.073
	NH ₄ ⁺	1.9	2.1	1.2	1.8	1.7	1.1	1.0	0.89	1.1	1.0
	K ⁺	0.081	0.039	0.071	0.073	0.066	0.034	0.045	0.057	0.071	0.052
	Mg ²⁺	0.017	0.0095	0.0091	0.0080	0.011	0.017	0.010	0.0098	0.0067	0.011
Ca ²⁺	0.053	0.021	0.036	0.024	0.033	0.038	0.018	0.028	0.020	0.026	
無機元素 (ng/m^3)	Na	115	70	80	104	92	71	42	42	54	52
	Al	142	17	38	23	55	6.9	7.0	27	13	13
	K	87	39	82	90	75	26	44	60	81	53
	Ca	174	12	29	19	58	8.4	12	17	9.7	12
	Sc	0.019	-	0.012	0.0057	0.012	0.013	0.0033	-	0.0037	0.0066
	Ti	6.5	-	4.0	3.7	4.7	2.7	-	2.2	2.1	2.3
	V	7.3	8.4	2.0	0.76	4.6	1.8	1.6	1.5	0.44	1.3
	Cr	2.1	0.82	1.0	2.9	1.7	-	0.23	0.61	0.75	0.53
	Mn	9.1	6.3	6.0	9.5	7.8	0.94	0.36	7.4	3.3	3.0
	Fe	107	49	75	110	85	16	8.0	41	43	27
	Co	0.11	0.062	0.050	0.082	0.076	0.013	0.0056	0.030	0.029	0.019
	Ni	4.0	2.8	1.0	2.8	2.6	0.62	0.50	0.38	0.60	0.52
	Cu	5.6	3.9	-	5.0	4.8	3.3	1.4	-	1.9	2.2
	Zn	60	15	17	30	30	3.9	3.8	10	13	7.7
	As	5.2	6.1	2.4	3.3	4.3	0.48	0.41	0.89	2.1	0.98
	Se	1.4	1.2	0.83	1.2	1.1	0.40	0.18	0.57	0.74	0.47
	Rb	0.25	0.078	0.25	0.29	0.22	0.066	0.039	0.17	0.23	0.13
	Mo	1.6	0.94	0.59	1.1	1.1	0.090	0.032	0.25	0.21	0.15
	Sb	1.1	0.32	0.74	2.1	1.1	0.13	0.37	0.29	0.62	0.35
	Cs	0.074	0.018	0.054	0.073	0.055	0.0091	0.0026	0.035	0.048	0.023
	Ba	1.6	1.3	1.2	1.2	1.3	0.33	1.6	0.75	0.73	0.86
	La	0.11	0.049	0.050	0.061	0.067	0.012	0.015	0.039	0.076	0.035
	Ce	0.19	0.081	0.064	0.078	0.10	0.024	0.026	0.056	0.10	0.053
Sm	0.0059	-	0.0058	-	0.0058	-	-	0.0069	-	0.0069	
Hf	0.014	-	-	0.0063	0.010	0.044	-	-	0.0063	0.025	
W	0.16	0.26	0.24	0.31	0.24	0.12	0.023	0.088	0.085	0.079	
Ta	-	-	0.0021	0.00072	0.0014	-	-	0.0038	0.00075	0.0022	
Pb	7.4	3.8	5.3	7.1	5.9	0.99	0.46	2.7	4.6	2.2	
炭素成分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	OC1	0.024	-	0.017	0.021	0.021	0.013	-	-	0.018	0.016
	OC2	0.71	0.54	0.49	0.44	0.55	0.40	0.43	0.33	0.39	0.39
	OC3	0.97	0.96	0.76	0.48	0.79	0.65	0.86	0.67	0.57	0.69
	OC4	0.49	0.38	0.40	0.32	0.39	0.30	0.30	0.40	0.37	0.34
	OCpyro	0.98	1.03	0.74	0.47	0.81	0.63	0.60	0.77	0.64	0.66
	EC1	1.2	0.79	0.69	0.73	0.84	0.55	0.45	0.62	0.75	0.59
	EC2	0.65	0.89	0.67	0.57	0.70	0.51	0.51	0.61	0.60	0.56
	EC3	0.040	0.056	0.043	0.024	0.041	0.044	0.044	0.053	0.041	0.046
	OC	3.2	2.9	2.4	1.7	2.6	2.0	2.2	2.2	2.0	2.1
	EC	0.86	0.71	0.67	0.86	0.77	0.49	0.41	0.52	0.75	0.54

注) 本表には、各地点の季節平均値及び年平均値を示す。
 平均値の算出において、測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の2分の1の値を用いた。
 「-」は当該期間のデータが全て検出下限値未満であったことを示す。
 OC：有機炭素、OCpyro：炭素補正值、EC：元素状炭素

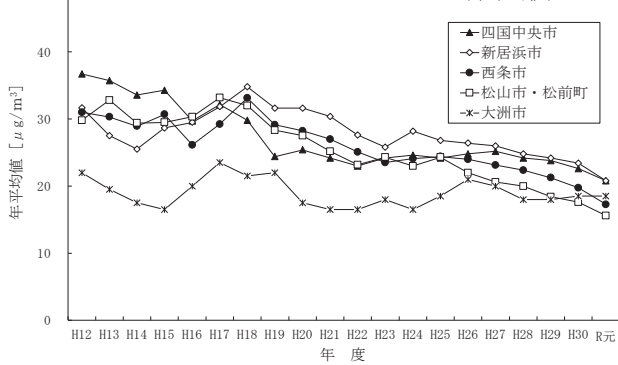
資料 2-14 地域別二酸化硫黄濃度経年変化 (年平均値)



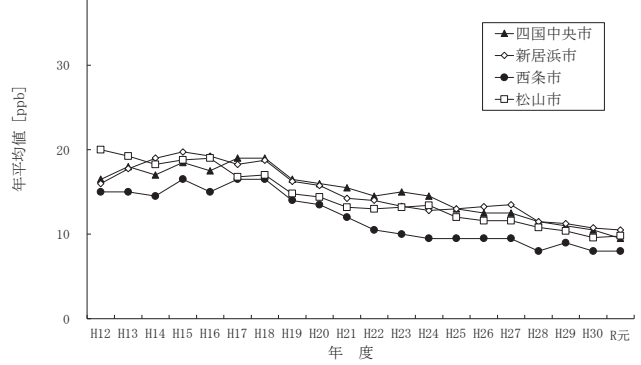
資料 2-15 地域別一酸化炭素濃度経年変化 (年平均値)



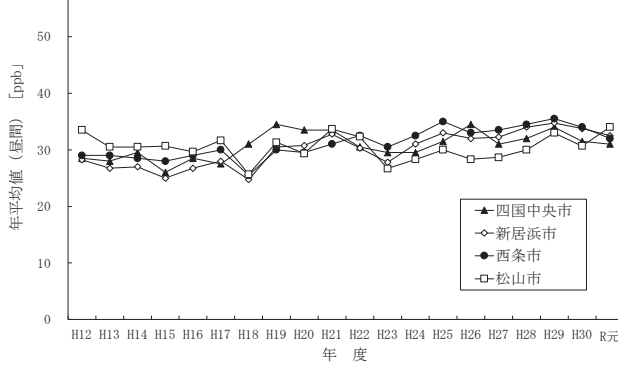
資料 2-16 地域別浮遊粒子状物質濃度経年変化 (年平均値)



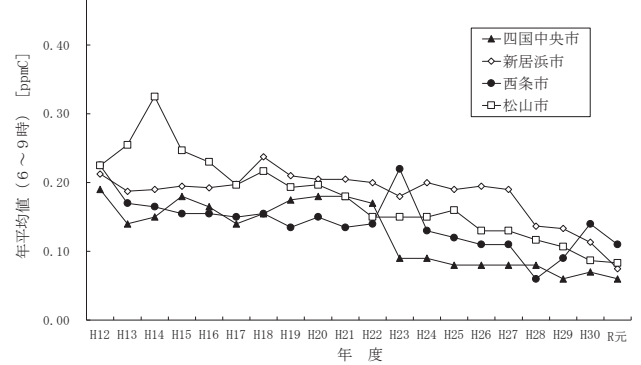
資料 2-17 地域別二酸化窒素濃度経年変化 (年平均値)



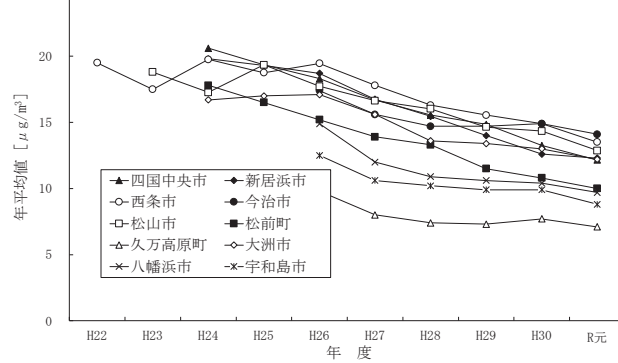
資料 2-18 地域別光化学オキシダント濃度経年変化 (年平均値 (昼間))



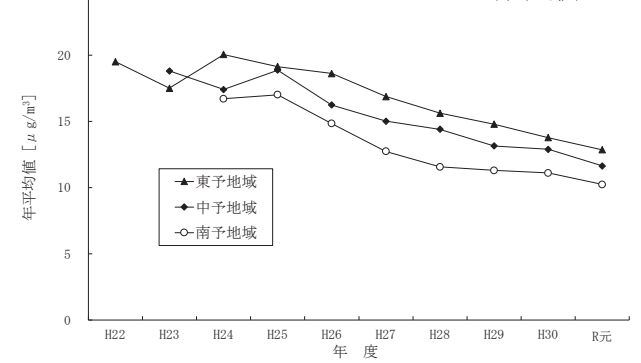
資料 2-19 地域別非メタン炭化水素濃度経年変化 (年平均値 (6~9時))



資料 2-20 市町別微小粒子状物質濃度経年変化 (年平均値)



資料 2-21 東中南予別微小粒子状物質濃度経年変化 (年平均値)



資料 2-22

主要道路近傍一酸化炭素測定結果（令和元年度）

(単位：ppm)

市町名	道路名	測定結果	
		1時間値の 最低値～ 最高値	日平均値
今治市	国道196号線	0.2～0.4	0.3
八幡浜市	国道197号線	0.1～0.3	0.2
宇和島市	国道56号線	0.2～0.6	0.2
大洲市	国道56号線	0.2～1.3	0.4

資料 2-23

降下ばいじん測定結果（令和元年度）

(単位：t/km²/月)

市名	測定地点	用途地域	測定結果 (年平均値)
四国中央市	西新町	—	1.2
	金生公民館	住	1.2
	松柏保育園	住	1.2
今治市	常盤小学校	住	2.3
	枝堀児童館	住	2.4

資料 2-24 有害大気汚染物質調査結果（令和元年度）

(単位：μg/m³)

	物質名	測定結果			基準値等 (年平均値)
		新居浜市	西条市	宇和島市	
環境基準 設定項目	ベンゼン	0.73	—	0.45	3
	トリクロロエチレン	0.010	—	0.010	130
	テトラクロロエチレン	0.0095	—	0.0095	200
	ジクロロメタン	0.28	—	0.26	150
指針値 設定項目	アクリロニトリル	0.061	—	0.011	2
	塩化ビニルモノマー	0.20	—	0.010	10
	ニッケル化合物	0.0040	0.0055	0.00075	0.025
	水銀及びその化合物	0.0023	—	0.0020	0.04
	クロロホルム	0.011	—	0.016	18
	1,2-ジクロロエタン	0.036	—	0.045	1.6
	1,3-ブタジエン	0.016	—	0.010	2.5
	ヒ素及びその化合物	0.0042	0.012	0.00090	0.006
	マンガン及びその化合物	0.018	—	0.0064	0.14
	塩化メチル	1.1	—	1.1	94
	アセトアルデヒド	3.4	—	3.1	120
	その他 優先取組 物質	ホルムアルデヒド	3.2	—	2.6
ベリリウム及びその化合物		0.000017	—	0.0000066	—
クロム及びその化合物		0.0028	—	0.0013	—
ベンゾ[a]ピレン		0.00018	—	0.000094	—
トルエン		4.5	—	1.7	—

資料 2-25 大気環境中重金属調査結果（令和元年度）

(単位：ng/m³)

調査地点	調査月	ニッケル化 合物	ベリリウム 及びその化 合物	マンガン及 びその化 合物	クロム及び その化 合物	ヒ素及びそ の化 合物	鉛及びその 化 合物	カドミウム 及びその化 合物
四国中央市（上分小学校）	8, 2	1.7～3.2	<0.026～ 0.028	2.2～14	0.66～2.6	2.0	2.2～6.9	0.34
新居浜市（東子こども・女性支援センター）	毎月	1.4～13	<0.026～ 0.029	3.2～28	0.92～4.5	0.77～8.9	3.1～20	0.19～2.0
西条市（新居宇摩農業共済組合）	毎月	1.4～9.8	<0.026	2.0～60	2.4～6.9	1.1～43	5.1～37	0.21～8.6
西条市（西条市児童公園）	毎月	1.8～9.4	<0.026～ 0.42	15～91	2.4～6.8	1.1～27	5.8～26	0.23～5.4
松山市（県生活保健ビル）	8, 2	1.8～3.8	<0.026	6.7～21	2.8～3.1	0.89～3.9	4.4～17	0.23～0.82
宇和島市（県南予地方局）	毎月	<0.57～2.6	<0.026	0.64～10	<0.63～3.6	0.14～1.7	0.62～9.8	0.041～ 0.32

注 調査結果は最小値～最大値。

資料 2-26 愛媛県における近年の光化学スモッグ注意報発令状況

年	月日	発令地域	発令時間	オキシダント 最高濃度 (ppm)
平成2年	6月7日	東予市	15:00~20:00	0.137
		川之江市	16:00~19:00	0.131
	8月7日	西条市	16:00~18:00	0.120
		東予市	17:00~18:00	0.128
	8月26日	新居浜市	15:00~17:00	0.121
平成5年	8月31日	新居浜市	16:00~19:00	0.141
平成6年	7月21日	伊予三島市	17:00~18:00	0.120
		新居浜市	17:00~19:00	0.121
平成9年	6月13日	新居浜市	16:00~17:00	0.127
	7月22日	新居浜市	17:00~20:00	0.134
	7月23日	新居浜市	17:00~20:00	0.128
平成10年	8月23日	新居浜市	14:00~17:00	0.137
平成11年	6月6日	伊予三島市	16:00~19:00	0.128
平成15年	5月23日	松山市	18:00~19:00	0.121
平成16年	6月4日	松山市	18:00~19:00	0.121
平成19年	5月9日	新居浜市	12:00~19:00	0.139
		四国中央市	14:00~19:00	0.135
	5月27日	四国中央市	14:00~20:00	0.129
		松山市	15:00~19:00	0.136
		新居浜市	16:00~20:00	0.136
	9月12日	新居浜市	18:00~19:00	0.125
平成20年	5月26日	新居浜市	17:00~19:00	0.123
平成21年	6月25日	新居浜市	17:00~19:00	0.127
	8月18日	新居浜市	17:00~18:00	0.120
	8月19日	新居浜市	16:00~19:00	0.129
平成22年	6月11日	新居浜市	14:00~16:00	0.120
	7月8日	新居浜市	16:00~18:00	0.128
	8月3日	新居浜市	17:00~19:00	0.129
平成23年 ~31年	注意報発令なし			
令和元年	5月24日	新居浜市	15:00~19:00	0.124
		松山市	16:00~20:00	0.129
	5月25日	新居浜市	14:00~19:00	0.131
		西条市	16:00~17:00	0.121
		四国中央市	17:00~18:00	0.121

注 オキシダント濃度が0.12ppm以上の場合に、注意報が発令される。

資料 2-27 大気汚染防止のための規制の概要

種 類		排出基準等						直罰適用
		大気汚染防止法			県公害防止条例			
		基 準	特別排出基準	基準設定方式	上乘せ	横だしすそのばし	総量規制	
ばい煙	硫黄酸化物	地域区分毎	有	K 値	無	有	有	有
	総量規制（指定地域）							
	ばいじん	全国一律	有	濃度	無	有	無	
	有害物質	全国一律	無	濃度	有	有	無	
	特定有害物質	未指定			無		無	
特定物質		事故時規制			無	有	無	無
粉じん	一般粉じん	構造、使用、管理の基準			無	有	無	無
	特定粉じん	全国一律	無	濃度	無		無	
		排出等作業の基準			無		無	
指定物質		全国一律	無	濃度	無		無	

資料 2-28 大気汚染防止法による排出基準

○硫黄酸化物の排出基準

地域	四国中央市 (一部を除く)	旧新居浜市 旧西条市	旧東予市 旧小松町	旧今治市	旧松山市 松前町	その他
K 値	6.0	2.34	5.0	14.5	11.5	17.5

(注) 旧新居浜市及び旧西条市は、昭和49年4月1日以降設置施設のK値である。

○ばいじんの排出基準

施設の種類（ボイラー、加熱炉、乾燥炉等）、使用燃料の種類、施設の規模（排ガス量等の区分）ごとに基準が定められている。

(例)

施設の種類	規 模	排出基準 (g/Nm ³)
ボイラー（重油その他の液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの）	排ガス量が20万Nm ³ /h以上	0.05
	排ガス量が4万Nm ³ /h以上20万Nm ³ /h未満	0.10
	排ガス量が1万Nm ³ /h以上4万Nm ³ /h未満	0.25
	排ガス量が1万Nm ³ /h未満	0.30

○窒素酸化物の排出基準

施設の種類（ボイラー、加熱炉、乾燥炉等）、使用燃料の種類、施設の規模（排ガス量等の区分）ごとに基準が定められている。

(例)

施設の種類	規 模	排出基準 (ppm)
ボイラー（液体燃料を燃焼させるもの）	排ガス量が50万Nm ³ /h以上	130
	排ガス量が1万Nm ³ /h以上50万Nm ³ /h未満	150
	排ガス量が1万Nm ³ /h未満	180
	伝熱面積が10m ² 未満	260

資料2-29 県条例による上乘せ排出基準

番号	区 域	ばい煙発生施設		大気汚染防 止法第2条 第1項第3 号に規定す る物質	許容限度 (単位温度 が零度であ つて、圧力 が1気圧の 状態に換算 した排出ガ ス 1m ³ につ き mg)
		種 類	規 模		
1	松山市（北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。）及び新居浜市（種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城カ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院 2461 番地から大生院 4800 番地までの区域並びに別子山を除く。）の区域	(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 (2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり 50kg 以上であること。	塩素	20
(3) 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 3ℓ以上であること。				
(4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、(1)から(3)までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）処理能力が1時間当たり 50kg 以上であること。				
2	松山市（北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。）及び新居浜市（種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院 2461 番地から大生院 4800 番地までの区域並びに別子山を除く。）の区域	(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 (2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり 50kg 以上であること。	塩化水素	50
(3) 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 3ℓ以上であること。				
(4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、(1)から(3)までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり 50kg 以上であること。				

3	<p>新居浜市(種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院 2461 番地から大生院 4800 番地までの区域並びに別子山を除く。)及び西条市(下島山、玉津、船屋、飯岡、東町、朔日市、新田、大師町、本町明屋敷、港、栄町、神拝、喜多川、樋之口、古川、大町、福武、明神木、中野甲、中野乙及び中野丙(1番地から123番地までの区域を除く。)、中西、安知生、洲之内、禎瑞、西田、西泉甲、西泉乙、檜木、野々市、坂元、氷見甲、氷見乙、氷見丙、明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町(新屋敷、南川、北川、大頭、明穂、安井及び大郷に限る。)並びに丹原町(願連寺、丹原、今井、池田、久妙寺、徳能出作、田野上方、北田野、長野、高松及び石経に限る。)の区域</p>	<p>窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉のうち、ガラス又はガラス製品の製造(原料としてほこる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの</p>	<p>火格子面積が1m²以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。</p>	<p>弗素、弗化水素及び弗化珪素</p>	<p>8.0</p>
		<p>磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として磷鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設(過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設及び溶解炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。)</p>	<p>原料として使用する磷鉱石の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。</p>		
		<p>弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)</p>	<p>伝熱面積が10m²以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上であること。</p>		
		<p>トリポリ磷酸ナトリウムの製造(原料として磷鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉</p>	<p>原料の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、火格子面積が1m²以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。</p>		
		<p>アルミニウムの製錬の用に供する電解炉(弗素、弗化水素又は弗化珪素が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出されるものに限る。)</p>	<p>電流容量が30kA以上であること。</p>		

区 分	大気汚染防止法 施設数														県公害防止条例 施設数							事業所数	施設数	事業所数									
	小計														小計																		
	1 ボイラー	2 ガス発生炉	3 焙焼炉	5 溶解炉	6 金属加熱炉	7 石油加熱炉	8 触媒再生塔	8の2 燃焼炉	9 窯業焼成炉	10 直下炉・反応炉	11 骨材乾燥炉	11 その他の乾燥炉	13 廃棄物焼却炉	14 乾重焼炉・ 燐焼炉	19 塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設	24 鉛二次溶解炉	27 硝酸吸収施設	29 ガスタービン	30 ディーゼル機関	31 ガス機関	1 ボイラー				2 ヘルプ 漂白蒸解施設	2 アルミ溶解炉等	7 石油脱硫施設						
市町村名	28	1	1	7	1	1	1	1	2	1	2	14	3				2	2	29	27	2	31	27	16	20	36	9	36	60	125	27		
四国中央市	111	8	5	7	1	12	7		19	2	28					1	1	86	84	1	1	293	95	69	37	10		10	4	300	95	73	37
新居浜市	181	21	16	30	2	30		2	8	1	2	9	9	1		7	7	61	47			316	84	107	36	13	13	6	33	84	113	36	
西条市	157	2			2	16	1	1	2	4	5	5	3			3	3	64	50			263	55	103	43	8	4	5	27	55	108	43	
今治市	5										1					1						7		4				4	2	11		6	
上島町	36								2	4	9					2	2	23	23			76	25	31	13				76	25	32	13	
東温市	9								2		3					2	2					16	2	9	2	4		4	2	20	2	11	2
久万高原町	31										2					4	4	17	17			5	21	2	14	12		5	6	21	2	14	
伊予市	32	4			1				3	2	1						6	3				4	7	23	3	4		4	2	49	7	26	3
松前町	6								1									5	5			1	5	10	5	2		2	1	1	5	11	5
砥部町	25								2		3							5	5			4	11	22	4	6		6	3	4	11	26	4
内子町	76								6		3						1	1	10	10		9	11	46	10	20		9	11	11	5	10	
大洲市	26										3						3	1	16	12		4	13	24	9	4		4	2	5	13	26	9
八幡浜市	17	2															4	4	10	10		3	16	13	4	4		4	2	3	16	16	4
伊方町	65								7	1							3	3	11	11		8	15	39	9	9		9	4	9	15	43	9
西予市	61								4		4						4	4	19	19	2	2	25	56	19	2	1	3	2	9	25	58	19
宇和島市	9																2	2	1	1		1	3	6	2	2		2	1	1	3	7	2
鬼北町	6																					6		3						6		3	
松野町	23								1		1								5	5		3	5	17	5	4				3	5	19	5
愛南町	1144	65	6	23	1	45	23	1	1	10	2	42	34	1	73	3	12	9	6	1	6	1	39	36	368	329	11	9	185	453	71	242	242
合計	1144	65	6	23	1	45	23	1	1	10	2	42	34	1	73	3	12	9	6	1	6	1	39	36	368	329	11	9	185	453	71	242	242

備考 大気汚染防止法のボイラー、ガス発生炉、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物及びガス事業法のガス工作物に関する数である。

資料2-31 揮発性有機化合物排出施設市町別届出数 (令和元年度末現在)

項番号 及び 施設名 市町名	1	2	3	4	7	9	施設数	事業場数
	す製るとし0 る造化学をC 乾の製使を 燥用に品用 施に品用 設供の品用 剤	塗 装 施 設	塗 装 の 乾 燥 に 供 設	着製は るの造に離紙 乾の用に係紙 燥施に供等 設す接の	の 乾 燥 に び ア 印 刷 施 設 す る	貯 蔵 タ ン ク		
四国中央市				15	8		23	7
新居浜市				1			1	1
西条市		1					1	1
今治市						6	6	2
上島町								
東温市								
久万高原町								
伊予市								
松前町	3						3	1
砥部町								
内子町								
大洲市								
八幡浜市								
伊方町								
西予市								
宇和島市								
鬼北町								
松野町								
愛南町								
合計	3	1	0	16	8	6	34	12

資料2-32 一般粉じん発生施設市町別届出数

(令和元年度末現在)

区分 施設名	大気汚染防止法 施設数						県公害防止条例 施設数						事業所数	施設数	事業所数	計			
	鉱物土石 堆積場 1,000m ² 以上	ベルト コンベア 巾0.75m 以上	バケット コンベア 容量0.03m ³ 以上	破砕機 摩砕機 75kW以上	ふるい 15kW以上	小 計	事業所 数	鉱物土石 堆積場 500m ² 以上 1,000m ² 未満	ベルト コンベア 巾0.5m以上 0.75m未満	皮はぎ、 碎木機、 帯のこ 7.5kW以上	のこくず 又はチップ 堆積場 500m ² 以上	小 計					事業所 数		
																		施設数	施設数
市町村名																			
四国中央市	13	27	24	1		41	24	11	1	4	20	25	6	55	22	96	24	33	
新居浜市	32	10	52	9		103	19	13	2	2	35	16	6	59	11	162	19	21	
西条市	32	2	111	14	3	1	198	17	20	2	10	218	21	5	254	32	452	17	52
今治市	30	83		14		141	0	24		15	123	10		148	33	289	0	57	
上島町	1					1	0	1		2		1		3	2	4	0	3	
東温市	10	79		32		140	0	8		5	165	4		174	10	314	0	18	
久万高原町	4	12		9		31	0	2		2	30			32	3	63	0	5	
伊予市	3	4		1		8	0	4		3	7	3		13	7	21	0	11	
松前町	3	4	1			7	1	6	1	3	20			23	1	30	1	7	
砥部町	3					3	0	2			1			1	1	4	0	3	
内子町	5	31		8		47	0	11		0	38	2	0	40	6	87	0	17	
大洲市	7	28		11		52	0	10		4	53	14	2	73	21	125	0	31	
八幡浜市	4	3		1		8	0	5		0	10	1	0	11	4	19	0	9	
伊方町	0	0		0		0	0	0		0	2	0	0	2	1	2	0	1	
西予市	5	48		9		76	0	4		1	48	11	0	60	16	136	0	21	
宇和島市	12	21		9		47	0	11		8	19	3	0	30	11	77	0	22	
鬼北町	0	8		2		10	0	3		0	19	3	0	22	3	32	0	6	
松野町	1	6		1		11	0	1		2	0	0	0	2	1	13	0	2	
愛南町	1	16		6		30	0	1		3	4	4	0	11	5	41	0	6	
合計	160	12	533	48	3	1	135	61	137	6	64	812	118	19	1013	190	1967	61	327

備考 大気汚染防止法の鉱物土石堆積場、ベルトコンベア、バケットコンベア、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物に関する数である。

資料2-33 水銀排出施設市町別届出数 (令和元年度末現在)

区分 項番号 及び 施設名	大気汚染防止法 施設数								小 計	事 業 所 数	
	施設数										
	1 小 型 石 炭 ボ イ ラ ー	2 石 炭 専 用 ボ イ ラ ー	3 一 次 精 錬 施 設	5 二 次 精 錬 施 設	8 廃 棄 物 焼 却 炉						
市町村名											
四国中央市	1	8	8		13	6		22	15	6	3
新居浜市		5	5		23			28	5	11	2
西条市	3	3	8	8	3	1		14	4	4	3
今治市					3	5		8		4	
上島町					1			1		1	
東温市						9		9		2	
久万高原町						3		3		2	
伊予市						2		2		1	
松前町						1		1		1	
砥部町											
内子町						3		3		2	
大洲市						3		3		2	
八幡浜市						3		3		2	
伊方町											
西予市											
宇和島市						4		4		3	
鬼北町											
松野町											
愛南町										1	1
合計	4	4	13	8	3	74	7	102	24	42	8

備考 石炭専焼ボイラー・銅・金一次精錬施設・廃棄物焼却炉、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物及びガス事業法のガス工作物に関する数である。

資料 2-34 緊急時発令基準

区分	汚染物質別発令基準					解除基準
	硫酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	オキシダント	
前日予報					気象条件等により判断して、前日から汚染が予測されるとき	一の発令地域内すべての基準測定点における濃度が、左欄に掲げる各区分別の汚染物質別基準値を下まわ
予報	(1) 1時間値0.1ppm以上の汚染が継続するおそれがあるとき (2) 0.2ppm以上×1時間			0.4ppm以上	注意報発令基準に汚染するおそれがあるとき	り、かつ、気象条件からみてその状態が悪化すると認められるときとする。
注意報	0.2ppm以上×3時間 0.3ppm以上×2時間 48時間平均値 \geq 0.15ppm	2.0mg/m ³ 以上×2時間	30ppm以上	0.5ppm以上	0.12ppm以上	
警報	(A) 注意報発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合 (B) 0.5ppm以上×2時間 0.7ppm以上×1時間	注意報発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合	40ppm以上	0.7ppm以上	0.24ppm以上	
重大緊急報	0.5ppm以上×3時間 0.7ppm以上×2時間	3.0mg/m ³ 以上×3時間	50ppm以上	1.0ppm以上	0.4ppm以上	
(注)	<p>1. 緊急時発令にあたっては、各地域別基準測定点の測定値を総合して判断するものとするが、原則として1測定点の値が上記基準値に達した段階で発令する。ただし、この場合には、近傍測定点の測定値、発生源の分布状況、気象状況等を考慮して判断する。</p> <p>2. 緊急時の発令及び解除は、原則として本要綱第3条の地域の区分ごとに行うものとする。</p> <p>3. オキシダントにかかる前日予報については、原則として前日の17時までに発令するものとする。</p> <p>4. 硫酸化物にかかる予報については、日役後の発令は行わないものとする。</p>					

発令区分	発生源に対する措置		一般に対する措置(周知)
	硫黄酸化物の減少措置	窒素酸化物の減少措置 (光化学スモッグ)	
前日 予報		協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。なお、減少措置は午前7時より行うものとする。	
予報	協力対象工場に対して、通常排出量の20%削減目途の協力要請。	協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。	大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。
注意報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、通常排出量の50%削減目途の協力要請。 2. 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、硫黄酸化物排出にかかる自主制限協力要請。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。 2. 自動車の運行、ガソリン給油等についての自主制限協力要請。 3. 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、燃焼行為の自主制限協力要請。 4. 炭化水素揮発防止について協力要請。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。 2. 目、のどに刺激を感じた時は、洗眼、うがい等を行うとともに、もよりの保健所、又は市役所に連絡する。 3. ゼンソク、呼吸器疾患、特異体質等の者は、外出しないようにする。
警報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 別表第2の(A)の場合 協力対象工場(大口ばい煙排出者)に対して、通常排出量の50%削減勧告 2. 別表第2の(B)の場合 協力対象工場に対して、通常排出量の80%削減目途の協力要請 3. その他については注意報時と同じ。 	同上	<ol style="list-style-type: none"> 4. 学校・幼稚園、保育所等においては、状況に応じて、なるべく屋外に出ないようにする。 5. 一般にあっても状況に応じては、なるべく屋外に出ないようにする。 6. 動植物に異常を認めた者は、地方局、家畜保健衛生所又は市役所に連絡する。 7. 状況に応じて屋外燃焼を中止する。
重大 緊急時	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、排出許容量の80%削減命令(法第23条第2項、条例第26条) 2. その他については注意報時と同じ。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短命令(法第23条第2項、条例第26条) 2. 公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置要請(法第23条第2項) 3. その他については注意報時と同じ。 	